

## 函館市特定居住促進計画（案）概要

### ■ 特定居住促進計画とは

- \* 本計画は、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき、二地域居住の促進を通じた地域活性化の実現のため、市町村が目指す方向性と目標を定め、目標を達成するために必要な取組を地域内外に広く示すために、新たに策定するものである。
- \* 「特定居住」とは、法律上で二地域居住のことを指す。
- \* 本計画は、「二地域居住等促進のための広活法運用ガイドライン（令和6年11月国土交通省）」に沿って作成している。
- \* 市町村による特定居住促進計画に先立って都道府県が「広域活性化計画（二地域居住）」を策定し、重点地区や拠点施設を設定する必要がある。

### ■ 計画期間

令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5か年

### ■ 特定居住促進区域

函館市立地適正化計画に定める居住誘導区域とする。

### ■ 特定居住の促進に関する基本的な方針

- \* 新たな担い手となり地域活性化に寄与することを期待し、二地域居住者の「住まいの充実」「なりわい（仕事）の支援」「コミュニティへの参画促進」に取り組み、人口減少による影響を緩和し、将来にわたって誰もが快適で豊かな暮らしを送ることができる地域社会を目指す。
- \* 多くの人に選ばれることを目指すが、特に「転出超過となっている若い世代」「観光や避暑を求めて誘致が見込めるテレワーカー」「大都市圏において増加が見込まれるアクティブシニア」を重視する。

### ■ 目標

- \* 市が主催・共催する地域住民との交流事業での二地域居住者参加者  
5年間で30人
- \* 二地域居住の相談件数 5年間で60件
- \* お試し居住事業参加者数 5年間で50件

### ■ 特定居住拠点施設

二地域居住の促進に関する活動の拠点となる「特定居住拠点施設」について、市が直接整備したもしくは今後する施設のうち、西部地区および中心商業業務地に位置し、コワーキングスペースや交流施設の機能を有する施設を選定

### ■ 効果を一層高めるために必要な事業または事務

- \* 情報発信・相談対応（市外在住者へのPRなど）
- \* 交流促進（地域住民との交流の場の創出など）
- \* きっかけづくり（お試し居住の実施など）
- \* 住宅支援（空き家バンクなどによる住まいの情報提供など）
- \* 多様な働き方への支援（スポットワークの促進など）
- \* 教育環境整備（学校や認定こども園の一時的な就学・就園受入れ検討）